

。修正項を法の如く改む

要す

。其の日又臨時總會聯合臨時總會より聯合員の臨時總會を召集する事

。第四項 臨時總會（臨時總會）の必要に應じ、以下舊規約

。第四項 臨時總會（臨時總會）の必要に應じ、以下舊規約

。第四項 臨時總會（臨時總會）の必要に應じ、以下舊規約

。第四項 臨時總會（臨時總會）の必要に應じ、以下舊規約

。第四項 臨時總會（臨時總會）の必要に應じ、以下舊規約

。第四項 臨時總會（臨時總會）の必要に應じ、以下舊規約

。第四項 臨時總會（臨時總會）の必要に應じ、以下舊規約

。第四項 臨時總會（臨時總會）の必要に應じ、以下舊規約

。第四項 臨時總會（臨時總會）の必要に應じ、以下舊規約

。第四項 臨時總會（臨時總會）の必要に應じ、以下舊規約

財団法人臨時總會大阪支所

財団法人臨時總會大阪支所

左記事項は年度大會（定期總會）又は臨時大會（臨時總會）

の承認又は決議を要す（第一號より第五號迄舊規約と同じ）

。第五號但書の

但し合同、聯盟又は同盟は關しては緊急を要する場合に限り

評議員會の決議により之を實行し次回の大會（總會）に於て

事後承諾を求むる事を得

。（第五號の次に第六號として左の事項を加ふ）

第六號 右の外重要且つ緊急なる時事問題に關する事項

第三十一條を左の如く改む

。第一項 臨時大會（臨時總會）は必要に應じ、以下舊規約

と同じ）

。第二項 船内幹事六十名（五十名）以上の請求ありたるときは

評議員會の同意を得て臨時大會（臨時總會）を召集する事を得

得